

令和5年度 県産木材を利用した 木塀の補助

佐賀県ふるさと木材利用拡大推進事業



補助金交付募集要領

一般社団法人佐賀県木材協会

- 一般社団法人佐賀県木材協会では、県の補助を受けて県産木材をふんだんに利用した木塚の普及促進のため、『ふるさと木材利用拡大推進事業』の補助金交付対象者を募集しています。
- この募集要領をよくお読みになり、ふるってご応募ください。

目次

◆ その1 お申込みができる方は？	2p
◆ その2 対象となる施設の要件は？	2p
◆ その3 補助の内容は？	2p
◆ その4 募集期間と件数は？	3p
◆ その5 交付までの流れと申請期限は？	3p
◆ その6 手続きに必要な書類は？	4p
◆ その7 相談窓口と提出先は？	5p



その1 お申込みができる方

次の(1)から(3)のすべてにあてはまる方は、お申込みをしていただけます。

- (1) 県内にある民間が整備する公共建築物等の木塀(敷地内部が見通せない木製の囲障)の建築主であること。
- (2) 県税に未納がないこと。
- (3) 暴力団員又はその関係者に該当しないこと。

その2 対象となる施設の要件は？

県内で施工される木塀の整備施設で、次の(1)から(9)のすべてにあてはまる必要があります。

- (1) 県内の施設にかかる木塀であること。
- (2) 国又は地方公共団体以外の者が整備する老人ホーム、保育所、公民館、病院又は診療所、図書館、工場、事務所等の施設に設置する木塀であること。
- (3) 県産木材を0.04m³/m以上使用すること。
- (4) 使用する木材については、合法木材及び県産木材の証明ができること。
- (5) 優良木質建材等認証(AQ)1種の品質・性能を有する保存処理木材(低分子フェノール樹脂処理木材など)であること(加圧注入)。
- (6) 木塀設置に係る他の補助制度を利用していないこと。
- (7) 建築基準法等関係法令の規定(防火など)に適合すること。
- (8) 都市計画制度や市町の景観条例等に係る必要な手続きを実施していること。
- (9) 補助金の制度上、原則として令和6年2月末までに完成及び木塀の支払いを完了すること。

ワンポイント アドバイス

- ☆ 県産木材とは、佐賀県内の森林から産出され、県内で加工された木材のことをいいます。(ただし、県内で加工出来ない等特殊な物については、県外で加工された物も含まれる場合があります。)
- ☆ 県産木材であることを証明するため、「一般県産材生産履歴証明書」が必要となりますので、「さがの木流通管理センター(一般社団法人佐賀県木材協会内)」(Tel:0952-23-6181)で、発行の手続きを行ってくださいね。
- ☆ 合法木材とは、伐採に当たって原木の生産される国又は地域における森林に関する法令に照らし、手続きが適切になされたことが証明できる木材(合法証明書を付した木材)のことをいいます。
- ☆ 合法木材の証明については、合法木材認定事業者の認定を受けた木材販売者が発行する合法木材証明書(納品書【出荷伝票】)に合法証明されたものを失くさないようにしてくださいね。

その3 補助の内容は？

- (1) 補助額は？

木塀設置に係る事業費の1/2以内(上限は50千円/m かつ、3,000千円/箇所)



その4 募集期間は？

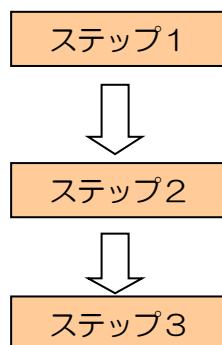
- (1) 募集期間 令和5年10月2日(月曜日)から令和5年10月31日(火曜日)まで
受付時間 9:00~17:00 (土日祝日は除く。
※予算の都合上、応募者多数の場合は、選定させて頂く場合があります。

ワンポイント アドバイス

- ☆ 受付時に申請書類が要件を満たしていない場合は、申込みが受け付けられないので、十分注意してください。
- ☆ 一般社団法人佐賀県木材協会が申込み記入方法等について、いつでも相談にのりますね。



その5 交付までの手続きと期限は？



お申込み(受付)をする

- ☆ 申請書類のご提出

補助金交付対象者決定

- ☆ 募集締め切り後、交付決定の通知郵送(施主様)後に木堀工事着工。

完了報告をする

- ☆ 引き渡し後に完了報告書の提出
- ☆ 完了報告書(支払いの完了)、現地検査後、交付対象者の指定する口座へ入金

ワンポイント アドバイス

- ☆ ただし、申請に必要な書類が揃わないと、補助金の交付が受けられなくなるので、申込み前に十分確認しておく必要がありますね。
- ☆ 令和6年2月末までに木堀の整備(お支払完了)をしないと補助金の支払いができなくなるので、十分に注意が必要です。
- ☆ 木堀工事のお支払いは振込のみで対応とし、完了報告時にお支払いの確認をさせていただきます。



その6 手続きに必要な書類は？

ステップ1

お申込みに必要な書類は？

区分	名称	注意点
様式第1号	佐賀県ふるさと木材利用拡大推進事業補助金交付申込書	
様式第4号	事業計画書（添付書類：見積書 2社・平面図・立面図）	
様式第5号	県産木材使用予定明細表	
様式第6号	誓約書（暴力団排除に関する）	
（添付書類）	県税の納税証明書	県税事務所長（佐賀・唐津・武雄）
	個人住民税（市町民税・県民税）の納税証明書	居住地の市町長

ステップ3

完了報告に必要な書類は？

区分	名称	注意点
様式第7号	佐賀県ふるさと木材利用拡大推進事業完了報告書	
様式第8号	完了報告書（添付書類：請求書・平面図・立面図）	
様式第5号	県産木材使用明細表	
（添付書類）	一般県産材生産履歴証明書	さがの木流通管理センター
	合法木材証明書（別紙明細も添付）	木材販売者（認定事業者）
	防腐処理証明書（K4相当、AQ1種の加圧注入）	
	引渡書（様式 任意）	
	工事請負契約書の写し（※変更がある場合は変更契約書）	
	振込明細書の写し又は、工務店の入金通帳（支払い確認）	
	写真（施工前・施工中（基礎工事＋支柱設置）・完成後 各2～3枚程度）	
通帳の写し（金融機関名・名義人・支店名・口座番号の記載箇所）	施主様（申請者）の通帳	

ワンポイント アドバイス

- ☆ 申請前に、必要書類と注意点を確認しておけば、あとは安心だね。
- ☆ 申請様式は、木材協会のホームページからダウンロードできますよ。
- ☆ 記載漏れがないようにしてくださいね。
- ☆ 連絡先については、日中連絡がとれる番号を必ず記載してください。



その7 相談窓口と提出先は？

☆ ご不明の点などございましたら、下記の窓口までお問い合わせください。

相談窓口及び提出先	郵便番号	住所	電話番号
一般社団法人 佐賀県木材協会	840-0027	佐賀市本庄大字本庄 278 番 4 (佐賀県森林会館内)	0952-23-6181

- ☆ 皆さんの良質な環境づくりのために、この支援制度を上手にご活用してくださいね。
- ☆ 完成した施設は、よかウツドのホームページに掲載させていただく場合があります。
- ☆ たくさんのご応募をお待ちしています。

